

## 施設利用割引前売券売買契約書（新規）

売主（以下甲）株式会社ワークショップリゾート と  
買主（以下乙） は次の通り、甲が運営する施設「森と湖の楽園」の  
利用割引前売券の売買契約を締結した。

第1条（目的）次に表示のものを甲は売渡し、乙はこれを買受けた。

目的物 : 「楽円券」と称する「清水国明の森と湖の楽園」専用の金券

売買金額 : 売買金額は一口 500,000 円とする。

特典 : 一口 500,000 円の売買金額に対し、600,000 円分の楽円券を渡す。

種類（数量） : 一口（金券額面 金 円分を金 円にて）

使用可能範囲 : 各施設宿泊料、各種体験料、研修費、レンタル料・セット食材費・入浴料・農園契約料に限る。（売店・テナント店での利用を除く）

第2条（代金）上記金券の売買代金として金 円を乙は甲に対し次のとおり支払う。

乙は平成 年 月 日まで振り込みを行い、甲が入金を確認後、金券を引き渡す。

その際の振込手数料は乙の負担とする。

第3条（引渡し）引渡し時期は平成 年 月 日とし、甲は乙の所在地に宅配するものとする。又は、甲の施設への信用保管とし、預かり証を郵送する。引渡しに係る費用は甲の負担とする。

第4条（危険負担）乙は、この契約締結の時から当該施設において金券を利用する時までの間において、甲の理由によって第1条の契約目的に沿った施設利用ができなくなった場合は、甲に対して代金の減免、または返済を請求することができる。

第5条（協議）この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

第6条（合意管轄）本契約に関する紛争に付いては、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上の通り契約が成立しましたので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上各 1 通を所持します。

平成 年 月 日

甲) 売主 住所  
氏名 印

乙) 買主 住所  
氏名 印